第6号様式(第5条、第8条関係)

(1面)

|  |
| --- |
| 屋外広告物表示(設置)届出書年　　月　　日　　那覇市長　宛　届出者(注1)　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　 | (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) |
| 那覇市屋外広告物条例(第12条第6項・第14条第11項・第14条第12項) の規定により、次のとおり申請します。 |
|  |
| 1　広告物等の種類 | 種類(複数選択可)□野立　□屋上　□壁面　□突出　□電柱利用　□街灯柱利用□はり紙、はり札等　□立看板等　□アーチ広告　□広告幕　□広告旗　□塀又は垣　□気球　□自家用広告物等□軌道車両　□案内広告物等　□その他(　　　　)　 |
| 自家用・非自家用の別□自家用　　　　　□非自家用　　　　　□左記の両方　　　 |
| 2　規格　(高さは、地上から広告物等の上端までの高さを記入してください。) | 広告物等の種類 | 高さ(m) | 縦(m) | 横(m) | 1面の面積(m2) | 面数(面) | 数量(個) | 合計面積(m2) |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(㎡) |  |
| 3　表示(設置)場所 | 那覇市　　　　　　　　　 |
| 4　用途地域 | 　　　　　　　　　　地域 |
| 5　区分 | □禁止地域　□禁止物件　□(　　　　)地区 |

|  |
| --- |
| (2面) |
| 6　表示(設置)期間 | 　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 7　表示(設置)概要 | 屋上広告 | ・広告物等の高さ(A)　　　メートル・地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B)　　　メートル※確認算式(A≦B/C) 　≦ 　 / 　　(備考)Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあっては4、商業系地域にあっては3とする。 |
| 壁面広告 | 種　　　別 | 壁面1 | 壁面2 | 壁面3 | 壁面4 |
| 壁面の面積(A) |  |  |  |  |
| 表示面積の合計(B) |  |  |  |  |
| ※確認算式(A/B) |  |  |  |  |
| 立看板等広告幕 | ・信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの距離　　　　　　メートル |
| 8　他の法令の規定による許可等 | 許可等の種別 | 備考 |
| 工作物に係る確認(建築基準法) | 要・不要 |  |
| 道路占用許可(道路法) | 要・不要 | 国道・県道・市道 |
| 地区計画等に係る届出(都市計画法) | 要・不要 |  |
| その他(　　　　　　) | 要・不要 |  |
| 9　既設広告物等の概要 | 広告物等の種類 | 個数 | 表示面積の合計(m2) |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(㎡) |  |
| 10　電光表示広告物の総表示面積(㎡)(※2及び9の合計面積) |  |

|  |
| --- |
| (3面) |
| 11　広告物等の管理者(注2) | 住　　所(所在地) | 〒(電話番号　　　－　　　　－　　　　) |
| 氏　　名(名称・代表者) | 　　 |
| 資　　格(注3) | 　　 |
| 12　広告物等を表示(設置)する屋外広告業者(工事施工者) | 住　　所(所在地) | 〒(電話番号　　　－　　　　－　　　　) |
| 氏　　名(名称・代表者) | 　 |
| 　屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号第　　　　号　　　　　　 |
| 添付書類(注4)(1)　広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真(2)　色彩及び意匠を表す図面(3)　仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。)(4)　他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し(5)　既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真　(6)　広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類※　添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとします。 |
| 注1　申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。　2　広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。3　資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。　4　条例第12条第6項の規定による届出については、(1)から(2)までの書類を添付してください。 |